

第一類 第八号附屬の二
第一回國會
衆議院
決算委員会労働委員会財政及び金融委員会連合審査会議録第一号

昭和二十二年九月二十六日(金曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

出府委員
理事竹谷源太郎君 理事島村 一郎君
片島 浩君 河合 義一君
高津 正道君 辻井民之助君
馬越 晃君 中曾根康弘君
長尾 達生君 西田 隆男君
松本 一郎君 富田 照君
平井 義一君 水田三喜男君
官帽 靖君 受田 新吉君

官帽 靖君 井出 太郎君
内藤 友明君 石原 登君
出席國務大臣 齋藤 隆夫君
出席府委員
法制局長官 佐藤 達夫君
行政調査部 淺井 清君
公務部長 淺井 清君
委員外の出席者
労働委員会 濱口金一郎君
専門調査員 國地與四松君
財政及び金融委 國地與四松君
員會専門調査員 氏家 武君
財政及び金融委 氏家 武君
員專門調査員 氏家 武君

労働委員 加藤 勘十君
理事辻井民之助君 理事山下 策二君
理事川崎 秀二君 理事橋 直治君
理事三浦實之助君 理事相馬 助治君
荒畑 勝三君 菊川 忠雄君
島上善五郎君 田中 稔男君
館 俊三君 前田 種男君
山花 秀雄君 天野 久君
小川 半次君 尾崎 末吉君
寺本 賢君 松本 一郎君
河野 金昇君 網島 正興君

本日會議に付した事件
國家公務員法案(内閣提出)(第五四號)
國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣提出)(第五八號)
○竹山委員長 これより會議を開きます。

本日決算、労働及び財政金融三連合審査會をお願いいたすことと相なりました。先例によりまして不肖竹山がしばらくの間委員長を務めて、皆様方の御協力によつて審議を進めてまいりたいと思ひます。

本日の御審議をいただく國家公務員法案は、一件につきましては、御承知の通り、きわめて重大なる法案であります。さきに十七日に決算委員会に付託になりまして、十九日に政府の説明を聴取いたしました。その後審査に

はいつたわけであります。本日は前からの申出等もありまして、労働關係の立場からの労働委員會の御参加と、また給與その他財政に關係の部分の相當にありまして、財政金融委員會の御参加をいただいて、連合審査をお願いいたすことに相なつたわけであります。どうか十分なる御審議をお願いいたします。

な御審議の進行の模様によりまして、理事と御相談の上で豫定をきめてまいりたいと思ひますが、委員長同志士の話し合ひは、大體本日中午に連合審査會を終りたい心組でありますので、一應お含みおきを願ひたいと思ひます。では、これより齋藤國務大臣より國家公務員法案外一件の提出理由の説明を求めます。齋藤國務大臣。

ここに成案を得て國家公務員法案を立案し、今期國會の御審議を煩わすことと相なつた次第であります。本案は、國家公務員について適用するべき各般の根本基準を掲げまして、科學合理的な基礎の上に民主的な方法で、國家公務員を選擧し、かつ指導すべきことを定めて、眞に國民全體の奉仕者として有能誠實な職員を確保し、もつて國民に對し、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とするものであります。次に、本案の要點について御説明いたします。

まず本案の適用範圍についてであります。本案は、國家公務員の職を一般職と國務大臣その他の特別職とにわかつこととしたとして、この法律は一般職に屬するすべての職にこれを適用することとしたしております。次に、この法律運營の中樞機關として、本法の完全な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣所轄のもとに、人事院を設置することとしたいたしました。しかして、この人事院は、公務員の職階、任免、給與、恩給その他公務員に關する人事行政の綜合調整に關する事項等を掌ることとしたいたしましたが、その組織につきましては、人事行政を民主的ならしめると同時に、これが運營の公正公平を期するため、これを構成する人事官の選任方法、身分の保障等に關し所要の規定を設け、本法の趣旨の達成に遺憾なきを期して、本案の適用を期してあります。

次に、國家公務員の服務に關しましては、國家公務員は、國民全體の奉仕者として、公共のために勤務し、その職務の遂行に當つて全力をあげてこれに専念すべき旨の基準をあげ、この精神に基いて諸般の服務上の規律を拂ひました。

以上、國家公務員法案につきましまして、その概要を説明いたしましたのでありますが、なお、この機会に國家公務員法の規定が適用せられるまで官吏の任免等に關する法律案の趣旨を御説明いたします。

すなわち國家公務員法の規定は、各官職について順次その適用をみるのでありますが、その適用がなされましまし、その間の官吏の身分取扱に關しましては、法制をそなえる必要があるものであります。暫定的の措置でありますので、なおおねね従前の例によることといたしておきます。併せて御審議の上議決あらんことをお願い致します。

なお法文に關する詳細の點は、法制局長官より説明せられることになりまします。どうか御審議の上御議決あらんことをお願いいたします。きわめて大要にわたりまして提案の理由を御説明した次第であります。

○竹山委員長 引續いて法制局長官から補足的に説明を求めます。

○佐藤(達)政府委員 時間の關係もございまして補足的になるべく要領をかいづまみまして御説明申し上げたいと存じます。

本法案は本則だけで百十條、附則十四條というような相當な大法案でございますが、これを眼目とするところにつきましてわけてみますと、大體三つの眼目から成り立つておると申し上げ

げてよろしいと存するのであります。すなわち第一の眼目は總則的事柄、すなわち本法の目的、それからその適用の範圍、これが第一の眼目でありまします。それから第二の眼目は、本法の實施のための中樞機關といたしまして、人事院というものを置く、その人事院に關する事柄、これが第二の眼目でございます。それから第三は、これは本法案の實體とも申すべきものであります。國家公務員制度そのものにつきての根本基準を掲げておるのであります。

この三つの眼目の要領をいさか申し上げたいと存じますが、第一の本法の目的、これは先ほど齋藤大臣から御説明があらましまして通りでありまして、本法におきまして第一條に掲げられておるのであります。

次に本法の適用範圍の問題であります。先ほど大臣の説明にありましたが、本法の關係では、まず國家公務員というものを一般職と特別職、こういう二つの種類にわけまして、そして特別職には本法は適用しない、一般職のみに適用があるという建前にいたしておるわけでありまします。そこでその特別職という中にはどういふものを含んでおるか、すなわち本法の適用のない官職としていかなるものがあるかということでございますが、これはたくさんあつておりますが、そのおもしろいものを若干申し上げてみたいと思ひます。

第一は、從來自由任用に任されておりました官職、すなわち國務大臣その他の政務官、それから秘書官というふうなものは特別職にあげておきます。これと同時に本案においては、いわゆる事務次官、それから建設院、終戦連

絡中央事務局長の長というような大臣級の官職を、特別職の中に入れておきます。それから第二の種類のいたしましては、會計検査院の検査官のごとくに、その任用について國會の同意を要するといふような形になつておきます。このことを特別職に入れておきます。その次に現業廳、それから最近できておきます公團といふようなものの職員、これを特別職に掲げておきます。その次に單純なる勞務に雇用されるもの、これらのものを除いておけるわけでありまします。これらのいづれもその仕事の性質が、一般行政職員とは異つておりまして、任用、分限、服務、給與等において、本法をそのまま適用することは、必ずしも適當ではないと考へられますので、かような措置をとつたわけでありまします。なお國會職員、裁判官なども、同様の趣旨におきまして特別職の中に掲げておるわけでありまします。これらの特別職以外のものを一般職といたしまして、それに本法は適用されることになりまします。

次に、第二の眼目でございする人事院であります。これはこの法律の完全なる實施を確保し、かつその目的を達成せしめるために、内閣總理大臣の所轄の役所として設けられるものでございします。人事院を組織いたします三人の人事官が、首脳部として選任されるわけでありまします。その三人のうちの一人が總裁といふことになるのであります。人事院の重要な仕事の運営にあたりましては、この三人の人事官が人事官會議を構成いたしまして、すべて人事官會議により重要事項をきめていくといふ建前にいたしております。それから三人の人事官を任命いたしま

す場合に於いて、きわめてこれを民主的ならしめましますと、内閣の事斷を避けるといふ建前から、特に兩議院の同意を得て任命するようにいたしてあります。

またその資格につきましても、この人事院の職務使命に鑑みまして、相當積極的に資格要件を法律に掲げましますと、公正忠實な運営を確保いたし、同じ政黨に屬する人がないようになつて、また同じ大學學部の學科等を卒業した人がそろわないようにといふ、こまかいところまでも留意いたしまして、制度をつくらせておきます。それからもう一つは人事官の職務の公正なる實施を期するために、その身分の保障等につきましても、相當嚴重な保障をいたしておきます。以上人事院の首脳部を構成するものであります。その下に事務總局を設けまして、事務總局には事務總長が主任者として所要の職員を率ゐまして、人事院の事務すべてを處理するといふような、大體の構成に相なつております。

この人事院のやりまします仕事は、これは本法の實施の重要事項は、すべて人事院にやらせることにいたしております。それから、一々列挙するの煩にたえないくらい、この法案の到るところに出ておるわけでありまします。ただこの際一言申し上げておきたいのは、人事院の權限として本法では、人事院規則というものの制定改廢の權能を規定いたしておるわけでありまします。すなわち人事院は内閣總理大臣の承認を経まして人事院規則を制定することができるといふ條文をもつておきます。この法律の特色といたしましては、普通の法律の場合

でありましますならば、法律の施行規則といふものは、政令で定めるのが普通の例でございますが、この法律におきましては普通の例によりませんで、別に法律で定めない限りは、なおおねね人事院規則で施行規則をきめるという建前にいたしておるわけでありまします。この理由は、この人事管理といふようなものにつきましましての準則は、専門技術的な性格のものであるわけであります。傍ら人事院の總合的あるいは中立的な立場といふものを基盤とし、これら人事管理上のいさか／＼な準則の一元性、それから公平中立性といふものを期待しようといふ次第でございます。以上が第三の眼目につきての御説明でございます。

第三の眼目として公務員制度の實體をなす事柄であります。これは條文の數をいましては、非常に分量の多いものになりておりますが、大體の見當を申し上げましますと、その根本精神は先ほど大臣の説明にもありましましたように、すべて國民は平等に取扱われなければならぬ。無差別の建前でこの制度は立てねばならぬといふ精神を、ずつと貫いておるわけでありまします。この國家公務員制度の根本の一つの制度として、まず職階制といふものを打立てることになりましておきます。この法律におきましては、職階制を、すべての人事管理の基準としておると言つても差支えないくらいに、非常な重要性を職階制においておるわけでありまします。その骨子とするところは、くどく申し上げるまでもございせんが、すべての官職を、職務の種類で縦にずつとわけまして、横に等級にわけま

す。またその資格につきましても、この人事院の職務使命に鑑みまして、相當積極的に資格要件を法律に掲げましますと、公正忠實な運営を確保いたし、同じ政黨に屬する人がないようになつて、また同じ大學學部の學科等を卒業した人がそろわないようにといふ、こまかいところまでも留意いたしまして、制度をつくらせておきます。それからもう一つは人事官の職務の公正なる實施を期するために、その身分の保障等につきましても、相當嚴重な保障をいたしておきます。以上人事院の首脳部を構成するものであります。その下に事務總局を設けまして、事務總局には事務總長が主任者として所要の職員を率ゐまして、人事院の事務すべてを處理するといふような、大體の構成に相なつております。

この人事院のやりまします仕事は、これは本法の實施の重要事項は、すべて人事院にやらせることにいたしております。それから、一々列挙するの煩にたえないくらい、この法案の到るところに出ておるわけでありまします。ただこの際一言申し上げておきたいのは、人事院の權限として本法では、人事院規則というものの制定改廢の權能を規定いたしておるわけでありまします。すなわち人事院は内閣總理大臣の承認を経まして人事院規則を制定することができるといふ條文をもつておきます。この法律の特色といたしましては、普通の法律の場合

でありましますならば、法律の施行規則といふものは、政令で定めるのが普通の例でございますが、この法律におきましては普通の例によりませんで、別に法律で定めない限りは、なおおねね人事院規則で施行規則をきめるという建前にいたしておるわけでありまします。この理由は、この人事管理といふようなものにつきましましての準則は、専門技術的な性格のものであるわけであります。傍ら人事院の總合的あるいは中立的な立場といふものを基盤とし、これら人事管理上のいさか／＼な準則の一元性、それから公平中立性といふものを期待しようといふ次第でございます。以上が第三の眼目につきての御説明でございます。

第三の眼目として公務員制度の實體をなす事柄であります。これは條文の數をいましては、非常に分量の多いものになりておりますが、大體の見當を申し上げましますと、その根本精神は先ほど大臣の説明にもありましましたように、すべて國民は平等に取扱われなければならぬ。無差別の建前でこの制度は立てねばならぬといふ精神を、ずつと貫いておるわけでありまします。この國家公務員制度の根本の一つの制度として、まず職階制といふものを打立てることになりましておきます。この法律におきましては、職階制を、すべての人事管理の基準としておると言つても差支えないくらいに、非常な重要性を職階制においておるわけでありまします。その骨子とするところは、くどく申し上げるまでもございせんが、すべての官職を、職務の種類で縦にずつとわけまして、横に等級にわけま

職種と等級との點によつて、縦横にすべての官職を分類したしまつて、職務がむづかしいかやさしいか、あるいは責任が重いか軽いかといふことの類似性を基準といたしまして、同じものは同じグループに集めるといふように、科學的にこれを分類いたしました。分類された官職について、同じ分類に属する官職については、任用の資格も同じにする。また同じ分類に属する官職については、給與も同程度のものとする。うにいたしました。任用制度、給與制度といふものは、すべて職階制を基本として立てられるといふことに相なる次第でございます。

この職階制の確立といふことは當に考えますと、比較的簡單でありますけれども、國家公務員のすべての他位といふものを見通して、これを分類するといふことは、たいへんな作業でありまして、アメリカあたりでも四十年もかかつたといふことを聞いておりますが、いづれにしても一朝一夕にできることではございません。従つて本法におきましてはできることから先に手をつけて、順次すべての官職に及ぼすという建前で、早く手をつける。しかし一齊にそれがそろふのを待つことをしないで、逐次やつていくという建前にいたしておる次第でございます。

次は任用の場合における原則でございますが、職員任用の大原則としては、すべて情實を排除して、もつぱらその人の實際の實力を基準として、採用の選擇をしていくという建前に基きまして、原則を競争試験、この競争試験は一般國民が平等に受けられる、公開のものでなければならぬといふことにいたしました。競争試験制度をす

べての任用の原則にいたしたい。ただ特別の必要によつては競争試験主義によつて決定することがあつて不適當な場合もあるから、例外として競争試験によらないで選考による任用の途も設けております。競争試験の場合において、具體的任用はどう行われるかといふと競争試験の結果は採點して、點數の得點順に候補者名簿を人事院でつくつておくわけでありまして、得點順に合格者の名簿ができておつて、たとえばある役所に一人の缺員がもつておる人から人事院の方へ一人の缺員ができたから候補者を推薦してくれといふ申し入れをする。すると人事院の方では、ちやうどその職階に該當する者の名簿を掲げて得點の首席の者から五名の者を任免権者の方へ通知する。そうすると任免権者の方ではこの五名の中から一人を選ぶことになり

ます。それから次は職員の給與に關する事柄であります。給與については一應の原則としては官職の職務を責任に應じて定められなければならないといふ根本の基準を掲げております。しかしながら實情に即するやうにこのときにはできるだけ速やかにかつ現行制度に適當な考慮を拂いつつ可能な範囲内で達成せらるべきものといふことを法案の中

にうたつております。次は職員の能率に關する事項であります。能率の増進は公務員としては一應の大きな問題でありますので、本法においてもこれを取上げて勤務成績の認定、從來考課表と呼ばれていましたものが、それに似たような一つの制度をとる。もう一は積極的の施設として能率

の増進計畫を樹立し、これを實施する。たとえば職員の再教育、訓練あるいはまた保健の施設、安全施設といふものについての計畫樹立實施の義務等を、この法律で規定してある次第であります。次は身分保障の關係、職員の身分の取扱ひについての事柄であります。職員の身分の取扱ひはすべて公正でなければならぬ、たとえば免職をする場合、あるいは休職をする場合、あるいは懲戒をする場合、すべて本人の意思に反して不利益な取扱ひをする場合に

ついては、一々その原因を列挙して、このみこころいふ處分をなすことができるといふ建前にいたしました。なお請求手段としては、本人が不利益な處分を受け、これに不服がある場合には、人事院の方に訴へ出て、その審査を請求する。人事院の方ではこの審査の請求に基いて調査し、前の處分が不適當であるといふことになれば是正の措置をとる、適當であるならば適當であるといふ判定をします。その他補償の手

段として、公務に基く傷病の場合一定の補償をしなければならぬといふ制度もここに取入れております。次は職員の服務規律の關係でございます。この法案においては、職員は國民全體の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に當つては全力をあげてこれに専念しなければならぬことを根本基準として、いろいろ服務規律の事柄を列挙いたしました。最後に恩給のことですが、この法案においては恩給制度を全面的に建直す構えのもとに、人事院が恩給制

度を根本的に調査研究し、新しい恩給制度を立てなければならぬという形にして、人事院に調査研究の義務と當案の義務を課してある。これは法律の形で規定しなければならぬといふことを本法にうたつております。その他の關係においては附則について一言申し上げた方がよろしいと思ひますが、附則においては本法の施行規則との關係、本法の施行に必要な經過的な措置を規定しております。本法が全面的に出発いたしますのは明年七月一日といふことにいたしました。しかしながらその前に諸般の準備を整える必要がありまして、本年十月一日から内閣總理大臣の所轄のもとに臨時人事委員會を設け、この臨時人事委員會で本法實施についての必要な調査その他準備をはじめ、早速それにとりかか

る。そして本格的の人事院は遅くとも昭和二十四年一月一日までには設立設置されなければならないことを規定して、とりあえず臨時人事委員會で調査準備をはじめ、それを本格的な人事院に手渡ししていくことにしておるわけでありまして。それから附則の關係では現在の制度と、新しい法律に基く新しい制度との切替へるときに、その當時現職の役人をどう扱うか、これは相當大きな問題であります。これについて若干の條文を設けました。この切替へるときに職階制が全部できるのではなく、漸次つ

くつていくのでありますから、切替へるときには違つてくるわけであります。その切替へるときに現在に在職しておる者は一應その地位におることを認める。缺員ができて補充する場合は新しい制度によるわけであります。但し

各役所の局長、部長、次長というやうな特定の官職に在任しておる者は、そういう無條件な扱ひをしないで、切替へるときに臨時職員に任命されたものとみなす。従つて身分保障はなく、いつでも罷免し得るのであります。そういう人は期限付きの臨時職員にすることによつて、新舊制度の移り變りに伴う人事運送上のいろいろの故障を防止しつゝ、これらの主要な地位におる者については、少しでも早く新しい制度により人事の更新がなされるやうにといふことを企圖しておるわけであります。簡單でございますが、一應概要の御説明を申し上げました。その他の點は御質疑によりお答え申し上げます。

○竹山委員長 これより質疑に入りま

す。質疑は通告順によつて發言を許したいと思ひます。辻井民之助君。○辻井委員 ただいま法制局長官の述べられました本法の實行をなす廣汎な部分につきまして、逐次質疑をいたしたいと思ひますが、私はまず根本的な點につきまして、府縣國務大臣並びに法制局長官にお尋ねしたいと考えま

す。從來の官吏制度がいわゆる國民から浮き上つたところの天皇の官吏として國民に君臨し高文試験あるいは封建的な階級制、身分制というやうなものによりまして、下級官吏から然然と離れたところの一つの官吏群をつくつて、非能率的な、獨裁的な、戰爭中は特に軍閥と協力をしてそのお先棒を務めてきた。どういふ點を今度の公務員法案によりましては、根本的に改めようとして相當な努力をお拂ひになつておる點はよくわかるのでありますが、しかし

第一類第十八号附屬の二 決算委員會労働委員會財政及び金融委員會連合審査會議録 第一号 昭和二十二年九月二十六日

三

今御説明になりました幾多の點も、結局は今日までのいわゆる官僚制度の根幹を覆すものでなければならぬと考えます。しかるにこの法律を見ますと、わずかに三名の人事官、そのうち一人が總裁になる、この人事官のみがどうにか國會の同意を得て總理大臣が任命をするというふうなことになるのでありまして、一旦任命せられれば、任期は六年間である、もちろん彈劾、訴追というような制度がありまして、引續いて就任していく、そして十八年間は引續いてその任にあることができるというふうなわけでありまして、實際の仕事はほとんど普通の官吏に過ぎない事務總長が行う、それからこの事務總長を議長とする人事主任會議でほとんど人事が行われていくような結果になるというところは、十分に豫測されることでありまして、こういう根本的な點が徹底的に民主化されない限りは、個々の條項におきまして相嘗改革のあとは見られておきまされども、肝腎のこの人事官制度というふうなものにそういう非民主的な性格をもつておきする以上は、とても長年のいむゆる官僚勢力、官僚機構といふものを徹底的に民主化することは不可能じやないかと思ひます。殊に個々の條項を見てもいりますと、たとえば重要でないものについてはこれを他の機關として行わしめることができるというふうなことになるおきまして、この法律案は相當具體的に列擧主義をとられておるにもかかわらず、この點までが重要でないのかというふうなことも明らかにされてない。そして各省あるいは廳におきましては、ほとんどこの人事主任というものによつて左右され

まして、この三人の人事官がことごとく目を通すというところでもできないわけでありまして、これではせつなく公務員法が従来の官吏制度によつて變りまして、結局國民と浮き上つた一つの官吏群というものが、從來にいふゆる官僚勢力によつて代るおそれが十分にあらうに考えられます。そこで根本的に從來の弊を革新いたしますためには、もう少し人事官を——名前は變りましていいが、この最高の責任者の數を減らす、そしてそれは最も民主的に選舉をして、國民との間に常につながらざるも國民の意思を常に代表し得るような民主的な選舉によつて、これは人事官でなく人事員でも何でも結構であります、そういう方法をとる。それから人事官に對しまして、單に内閣がそれを最高裁判所に訴追するといふようなことではなしに、國會においても、あるいはそれを選舉した母體においても、もし不適當なことがあると認めた場合には訴追できるというふうな制度をとることによつて、不斷に國民がそれを監視することとでき、つながらざるもできることになると考えるのであります。この點について國務大臣並びに細かい點については法制局長官のお答えを得たいと思ひます。

○齋藤國務大臣 日本の官僚組織は、その來るところは古くから古くからありまして、いろいろ原因から官僚組織は政府内部において根を張つて、これが國民指揮の標的となつていたことは御承知の通りであります。こういう長い間の傳統を根本的に打破つて、さらに新しい基準のもとにおいて公務員制度を根本的に改革したいといふのが、この法案が立案せられた根本

觀念であるのであります。しかしながらこれをどういふぐあいにするかといふことにつきましては、それはいろいろ人々によつて違ひましようけれども、われわれはこれを日本國內の事情に鑑み、また先進國の公務員制度などを大いに參考とした上での結果、この案がつくられて現れたのであります。お尋ねになりましたところの人事官のこと、これもお説はありまして、うが、いろいろと研究いたしました結果、この人事官の選定方法も選舉によることがよいか否やといふことも問題になりましたけれども、しかしこれは選舉によらなくとも、國民代表の機關でありますところの國會の承認を受けるといふことが不可缺の要件になつております。國會はすなわち國民代表機關でありますから、これが承認したならばこれによつて國民の承認、すなわち選舉と同一な效力を得るものである、こういう考えからして、俱わしき一般民衆の選舉によらずして、その民衆の代表たる國會の承認を得るということにきめたのであります。また三人といふことが少い、五人にしろ七人にしろといふ説もありませんが、これは見方によつていずれにもなるわけでありまして、私も五人が必ずしもよい、七人が必ずしもよいといふのではななくて、三人あれば十分にこの仕事が行ひくりできる、こういう考えをもつておきます。

この法案の基礎となりましますものは二つあります。一つは人事官であつて、一つは職階制度であります。これは日本に初めて行われるものでありまして、この職階制度によつて從來の弊をばき得る限り一掃して、いわゆる情弊によることこの公務員の採用とか、あるいは昇格とか、そのほか一切官吏に對するところの不正不公平な處置はこの公務員制度によつて十分に一掃することができると思ひますし、これがまた公務員を採用するにあつてきおめて合理的なきわめて民主的なものである、こころ得えておきます。これまでの官界の弊風はいろいろあります、そのもととは高等文官試験制度でありまして、これについてはいろいろな條件があつて、その條件のおもなるものは大學出身であるとか何とかいろいろ職階的條件がありまして、學歴などは問はず、いかなる者をもこの試験に應ぜしめるがために、試験期日も全國的に公開して、あらゆる方面から受験者を求める。このほかの民主的に公務員を採用する方法はちよつとわれわれの考えには浮びませんので、これによつて大學畢業、學問というふうな弊害は根本的に矯めることができると思ひます。この公務員法第一條に書いてありますように、なるべく公務員を民主的に選擇したいといふこの根本觀念から流れ出た法文でありまして、この法文をば法案の趣旨に従つて適用したならば、多年日本にわたかまつておりましたところの官僚制度から相當脱することができると思ひます。運用いかにによつては官界に大刷新を來して、長い間國民指揮の的になつておりましたところの公務員制度もこれによつて十分に調整することができ、こ

ういふ信念をもつてわれわれはここの法案の起草に當つたのでありまして、大體以上のような觀念であります。なお法文に關する詳細なことは法制局長官から答えさせたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 齋藤大臣からはほとんど盡した説明をされましたので、私から別段申し上げることはないと想ひますが、この機會に一言御答へたがた申し上げたいと思ひます。この法律のねらつておきするところは、一口に申しますと、政治に當る人と行政に當る人間を厳然と區分し、すなわち行政の部面に當る者は實務家、専門家を申しますか、そういうもので、いわば一つの機械の部分品のようなもの、言い換へるとそれがそれを使つてもうまく動かせるような人、ある内閣の場合には非常によく動くが、ある内閣になるとうまく動かぬで、取替へなければならぬといふことのないような部分品、しかもそれはさつき申しました専門技術的の見地から見て立派な規格品でなければならぬ。これはその部分品が規格品でなければならぬといふ一つのたとへでありまされども、そういう氣持に出るお部分が多過ぎるのであります。そこで今のそういう規格品を一つ一つの元締である機關、この人事院といふものをどうするかといふ問題に相なるかと思ひます。あります。今申しましたような見地から申しますと、結局人事官吏の技術性、科學性、合理性と申しますか、それから忠實性というふうな面が一つの要點になると思ひます。それから技術性、合理性の面から申しますと、やはり人事官になる人は先ほどもちよつと觸れましたが、この法律でくどくどとこれの事柄について職見のあるものといふようなことを書いておきますが、そういう人でなければならぬといふことになりまして、その職員

○辻井委員　職階制あるいは採用制度などについては追つて御説明を得たいと思います。ところが、こういう點でそれほど萬全の考慮が拂われておりまして、先に申し上げたように、國民からもし浮き上がったような人事院でありますならば、結局私は元のままでないにしましても、またなる官僚制度というよりなものに轉化してゆくというふうな憂いなしとしないと考えるのであります。それで今新しい公務員が精密の機械の部分品のようにどの内閣には動くがどの内閣の場合には動かないというふうなことがないように、つばな規格品をつくるというふうなゆき方をしたいと思うのであるというお答えでありましたが、そういう點から考えまして、人事官は總理大臣が國會に同意を求めるといっただけで任命するということは、今のどの内閣にも同じように動く規格品をつくるという精神から見ても、私は矛盾するのではないかと思う。

おいて、ほとんどの仕事をやつていける、また重要でない部分については、他の機関にそれを任することができることになれば、人事官はほとんど看板のようなことになつて、結局役人が何もかもやつていく。しかも國民がこれを監視することはできない。何のつながりもなくやつてしまふのでは、この巧妙にいつておる官僚勢力を覆すことはなほ困難ではないかと思う。この點についてもう一應法制局長官のお答えを得たいと思ふ。

○佐藤達(政府委員) ただいまの私の申し上げ方が足りなかつたかも知れませんが、この人事官になる人は要するにある内閣とのつながりや關係から選ばれるのではないので、その標準はあくまでも國家公務員法の運営の中樞機關を構成する人として、最も信頼のある者という主眼點から選ばれるわけであつて、言いかえると、この人事官にな

思れております。金國民の奉仕者ということになる。需要者側一と言うとおかしな言葉でありますが、國會が一番いいじやないかというように私どもは思ひつめておるわけであります。お答えになるかどうかしりませんが一言申し上げます。

○川合委員 政府委員の方にお尋ねしますが、第十二條の人事院の規則の制定であります。人事院の規則の内容はあらかじめわかつておると思ひますが、どういふことがありますか。

○佐藤達三(政府委員) 實は人事院規則の定むるところによるといふのは相當目ざわりなくらいたくさんあつて、私ども自身がそういふ感じをもつておるものであります。一々これは理由がありまゝです。ただそれを一々申し上げてもよろしうございますが、一つ大きなところから一應の考えを申し上げさせていただきますと、普通原則のいけば、こゝういふ法律の施行細則は政令でやるのといふことになつて、金國民の奉仕者といふことになると、需要者側一と言うとおかしな言葉でありますが、國會が一番いいじやないかというように私どもは思ひつめておるわけであります。お答えになるかどうかしりませんが一言申し上げます。

○川合委員 政府委員の方にお尋ねしますが、第十二條の人事院の規則の制定であります。人事院の規則の内容はあらかじめわかつておると思ひますが、どういふことがありますか。

○佐藤達三(政府委員) 實は人事院規則の定むるところによるといふのは相當目ざわりなくらいたくさんあつて、私ども自身がそういふ感じをもつておるものであります。一々これは理由がありまゝです。ただそれを一々申し上げてもよろしうございますが、一つ大きなところから一應の考えを申し上げさせていただきますと、普通原則のいけば、こゝういふ法律の施行細則は政令でやるのといふことになつて、金國民の奉仕者といふことになると、需要者側一と言うとおかしな言葉でありますが、國會が一番いいじやないかというように私どもは思ひつめておるわけであります。お答えになるかどうかしりませんが一言申し上げます。

とか、あるいは宣誓をする場合の宣誓書の内容はどのような形式でやるとか。どこでどういう形でやるのかという細目的な事項がほとんど全部であります。割合に質のあることと考えられますのは、試験のやり方、試験の課目とかいうことが比較的に質のあることだと申し上げてよろしいかと思ふ。質のあることをどうして譲つたかというところ、先まわりしてお答えするようで恐縮ですが、これは戦階制というものが非常に精密になつて、おの／＼の職能に最も適當な試験課目をきめなければならぬ。しかもこの法律ではつきりなつておられますように、いわゆる學科偏重という今までのいき方をすつかり改めて、實務本位でやることをうたつておられます。そういう關係からよほどこまかい規定がないと試験の内容がまづまらないということから、人事院規則に任しております。せい／＼それ／＼のところで、あとはやり方、形式、

人事官吏の一元性をねらいとしてゐる。その人事官吏は技術性を含み、理性を含み、中立性であり、また公性を含まなければならぬという御説がありました。もしこの技術性あるは合理性、中立性、公平性という通觀念からすると、その方の意識かられわれが解釋する場合においては、術的なものではあります。政治的ものを含んでおるといふ印象を受けのてあります。しかし今の御説明にればそうではなく單なる手續規定が、い、というので、やや了解したわけになります。しかし人事院規則の内容もだ整備されていないようですが、整された曉においては、一應國會の了といったものを得ることが必要ではないかと考えますが、これに對しては、制局長官のお考えをお伺いしたい。

○佐藤(達)政府委員　今の五つての等ねによつて、私も先ほどお答申しましたことに不備を感じましたので

ちよつと補足させていただきますが、私は先ほど放つとけば簡単に政令でと申しましたけれども、それは實は正確な答えの仕方ではなかつたと感じました。すなわち法律の施行細則については憲法で政令ということが一つ上つておりましたが、行政官廳法等によつてさらに各省の大臣がこまかいことを省令できめるという途を認められております。そこで先ほどの放つとけば政令になるということは間違ひで、放つとけば政令あるいは政令がばや／＼しておれば各省大臣はみな省令できめてしまふ。自分の所管の職員については省令できめてしまふ。そうしないで一元性という意味から人事院規則にきめてもらふ。一元性について、省令のこまを申し上げれば一番わかりよかつたのじやないかという氣がしましたから申し上げておきます。

それから國會の了解ということですが、この實體は本來法律できめるべき事項、重要事項を委任しておくというふうな實體のものであれば、これはそういう問題が関連して起り得ると存じますが、先ほど申しましたように、きわめて實務的な、事務的な、かつ技術的なものであるという點から申しますと、別に國會の御了解というふうな手續は必要はないのではないかと、この考案をもつわけであります。私どもこの法案を立案いたしますときに、アメリカの制度などを引續り返して見たのであります。アメリカの公務員法にあたる法律はきわめて簡單な十五條の條文であります。そしてあと、このわ／＼の立案いたしました公務員法に掲げてありますような實體的の規定は、大統領の規則でほとんど全部き

まつております。試験の根本のやり方、この法案をみますと實務に即應しなければならぬというふうな、多少根本的な事項が大統領規則できまつておる。そしてさらに大統領規則のこまかいことを向うは人事委員會の規則できめるといふことになつて、三段構えであります。その中間の段階の大統領規則というものを非常にこまかにきめておる。これはどうもアメリカ的な頭で考へてみて、やはりこれは技術的だという頭からそういうことになっているのではないかという氣持をもちまして、よその國のことを見て安心したと云うてはなんでありませうけれども、そういう感じを抱いたということとをちよつと申し上げておきます。

○川合委員 齋藤國務大臣にお尋ねしておきます。現在の官吏制度を改善するという場合に、私どもはこの法案は確かに相當價值あるものといふように考へるものでありますが、通観いたしましての結論というものは、非常にバタ臭いような感じがすると同時に、また先ほど大臣も言われました通りに、日本の官吏制度というものが一つの官僚組織、あるいはまた官僚機構というふうな、一つの、行政官が政治勢力を得ておるのが最近の状況であります。なるほどよく新憲法が實施されました、片山内閣ができたのであります。この片山内閣におけるところの政治勢力である各大臣の實際の力というものが官僚に押され氣味だというのが一般的な觀念になつておるわけでありませうが、事ほどきやうに、すなわち日本の官僚勢力というものが長年の間培われた結果としまして、非常に強固なものになつておる。

しかもかういふ日本の實際の政治を行う場合に、單に政治的な一つの識見だけではいけない。そうして行政という面が非常に技術的なものである。そして實際の政治を行う場合において行政技術を獲得していなければ、いかに實際の豊富な識見をもつておつても政治を行えないというのが私は現状ではないかと思ふのであります。そうして今の日本の官僚層はかういふ現状に著目して、別に意識的な一つの機構をつくつておるわけではないだろうと思ふのであります。消極的に、無意識の間に、いわゆる官僚的なくふうというものがあつて、そのくふうが一つの官僚機構をつくつておる。そして實際において政黨出身の大臣の思うことが行えないというふうなふうになつておるだらうと思ひます。そこでかかる機構に徹底的なメスを加えるのが本法のねらいでありませうが、しかし非常にバタ臭いという感じと、それから同時に今まで申し上げたことと関連するわけでありませうが、かやうな日本の缺陷であるところの官僚制度を打破するためには、内閣總理大臣がある程度の人事権をもたなければ、日本の現状からみてはな／＼官吏の運用ができません。先ほどの法制局長官の御説明によりますならば、時計は一つの機械であつて、その機械は規格品で、これが何人にも使えるというふうな仕組みを考へるのがこのねらいであるといふやうなお話であつたのであります。一應制度の上において規格品であつたにしましても、その規格品であるものが、往々にして使用者に反撥するといふのが過去の實情であります。かかることが一朝にして改善できるものでは

ないやうに思ふのであります。いわんや大臣なり、あるいはまた總理大臣といふものが、實際の政治を行う場合においてそれが下部に浸透するためには、相當に人事上の發言權がなければいけないといふことに歸着することは明らかであります。そこで日本の新憲法にふさわしいやうな政黨政治を行う上において、この國家公務員法がきまつた後において、はたしてうまく運用されるかどうかというやうな高度の立場において、この法案というものに對して齋藤國務大臣はいかなるお考えをもつておるか、御答辯願ひしたいと思います。

○齋藤國務大臣 官僚に對する攻撃は、いづれ私も聴かされております。また官僚の弊害も十分に認めております。しかしながら官僚にはまた短所もありませうが、また官僚の長所もあるといふことを常に考へております。近ごろ經濟安定本部は何か官僚の集窟であつて、現内閣はいわゆる企業院によつて支配されておる。官僚が現内閣を操つておるというやうなお話もときどき私の耳にはいる、そのたびごとに私はかういふ考案をもつておるものであります。企業院がどんな案をこしらへたとこで、その案を採用するか、採用せぬかはまつた閣議によつて決定するのでありますから、閣議にもつてくる原案はだれがつくつてもよろしい、御承知の通りに議會制度も根本的に改革せられまして、多數の常任委員といふものがありませうが常任委員はアメリカの制度を模したものであります。アメリカには御承知の通りに政府においては發案權がない、議會が法律案を發案するのでありますから、こ

の常任委員會によつてすべての案を作成する、これと同じことで政府におきまして、政府の行政に關する諸般の原案をつくることのあるものがなくちやならぬのであります。これは政府の都合によつて企業院につくらせることもありますし、各省につくらせることもありますが、だれがつくつてもかまわぬのであります。かういふのをつくるのは官僚は得手でありますからよくつくります。法文を書いたり、原案をつくるのは彼らの長所でありませうが、その長所をもつては別に彼らの勢力を擴大するといふゆゑではないのであります。これをきめるところの最後のかぎはお互に握つておるものでありますから、そんなことについて安本の官僚らがやつておることをかれこれとどうも神經を起して攻撃するものもありどうもなんであるかと私は思つております。それで公務員法はそういうことには限りませんが、何でも明治以來傳統的に日本にわたかつておりますところの官僚の弊害を、き得る限り抜き出してしまふという建前のもとにできておりますから、どんな法律ができてしましても運用する人は人でありませうから、この運用する人がかりしてなければならぬ、がどんな法律をつくつたところでだめでありませう。しかし運用するしきを得ましたならば、この法律は十分に法律の効果を發生いたしました、われ／＼が多年攻撃しておりましたところの官僚の弊害も、十分に矯正することができるといふなると思ひます。しかし何分にも日本の官僚組織はいづれ長いものであります。殊に明治以來官吏に對するき

わめて不合理千萬なる傳統、いわゆる封建思想であります。これが官吏の頭は言うに及ばず國民の頭にもしみこんでおりますから、國民の頭からずつかり改めなければ、ただ法律の力だけでこれを掃蕩することは私はきわめてむづかしいと思ふのであります。だんだん國家の狀態も一變しまして、新憲法もできまして、國家組織が根本から改まると同時に、民主主義の精神が國內を風靡しておりますから、その勢いに乗じて官僚の弊害をば驅逐することはそうむづかしいことじやない、そう私は思つております。

○川合委員 この國家公務員法の適用を受ける者はいわゆる現在の國家官吏のみに適用されるというように私は了解しておりますが、現在の中央におけるところの國家官吏だけではなく、地方自治團體におけるところの公吏といふものが、國民生活、及び今後日本の新文化國家の再建の上におきまして、重大な行政作用を興えておるというように私は考へております。ところがこの新憲法と同時に施行されたところの地方自治制度といふものが、まだ公選された新しい知事、あるいはまたそのもとにおいて働いておる部長といふものが、依然として天皇の官吏的な氣分になつておるわけでありまして、その意味において、公選された知事といふことも舊官僚出身者といふものは、まだ時代の感覺がそこるにないといふように私は斷定しておりますが、われわれ國家生活の身近なところ、なことをやつてくれるのが知事でありまして、そしてその知事の配下にあるところのいわゆる公吏といふものがまた中央におけるところの國家官吏以上に時代的な感覺に乏しくて、まだ官僚獨裁國家的なような觀念からいへば、實際の行政を擔當しておるというやうな狀況であります。従ひましてこういうやうな國家官吏に對するところの制度は、さらに末端の地方組織にまで浸透することが必要じやないかと私は思ふのであります。こういうことに對して一體政府はどういうやうな答へをもつておるか。法制局長官の所見を承りたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 適切なお尋ねと拝承いたしますが、この法案はまさに御指摘の通りに、國家を勤務の對象とする職員のみをその範圍として取入れておるわけでありまして、自治體の職員につきましても同じやうな原則が、私にはあてはまるべきものであらうと考へております。しかしながらこの新しい憲法におきまして、自治體といふものはつきり確立されました今日におきまして、その自治體の職員の關係の事情を國家的にどう取扱つていくかといふ問題、すなわち本來ならば自治體のものに立つ自治體の使用人であるから、自治體のものによつてしかるべく措置せらるべきものであるという徹底した考へ方が立つわけでありまして、しかし今仰せの通りに、國家的の見地から見て、悪い自治體の役人といふものがあれば、國家的の見地からそれを放つておけないという面がありまして、ならば、國家がある程度これに對して法律を設けるなり何なりという基準を考へるということに成り立ち得る議論であらうと思ふ。ただその場合にどの程度まで國家的の統制———といふ言葉は悪うございすけれども、國家的の基準を自治體に對して立てていくかと

いう限度は、今申した自治體との關係をどの程度まで調整していくかという事情で、相當むづかしい問題を含んでおります。従ひましてわれわれとして方向においてはまさにただいま仰せの通りの方向にあるべきものと思ひますけれども、法制の問題にかりに限局いたしましたして、法制上の取扱ひの問題でこれを考えますと、今言つたやうな相當深刻な問題があるのでありますから、われわれとしてしましては所般の情勢を見きわめつつ、十分その點を考案いたしましたして、しかもこれは早い機會に何とか善處したいという考へをもつておる次第でございます。

○川合委員 この法案の第三條を見ますと、人事院は内閣總理大臣の所轄のもとにあるといふことになつてゐるものであります。ところがこの人事官の罷免に關しては、内閣總理大臣は彈劾手続によらなければ罷免ができませんといふことになつておるのであります。内閣總理大臣が自分の部下に對してその任免權、罷免權がないといふやうなのは、ほかにこういうやうな實例があるものであります。その點をお尋ねします。

○佐藤(達)政府委員 この所轄と申します言葉の意味でございますが、これは内閣總理大臣の役所として、内閣總理大臣がたとへばその指令を發する場合の人事の手續でありますとか、その役所の豫算の世話でありますとか、その他の點ではこれは内閣總理大臣の所管事項とするといふ趣旨でありまして、普通の役所でありまして、内閣總理大臣が「えその仕事の内容に立ち入りまして指揮命令をいたすわけでありまして。たとえば總理大臣の率いてお

ります部局といまして、ただいま總理廳といふものがございしますが、總理廳の役人に對しましては、内閣總理大臣が相當の内容にまで立ち入つて指揮命令をなし得る法制上の建前になつておりますが、この人事院におきましては、先ほど申しましたやうないろいろな考へ方からして、一々の指圖をしない。殊にこの人事院會議、三官の合議體の場合に、こういう案件を可決せよ、こういう案件を否決せよといふ指揮命令は當然成立しないわけでありまして、その他の關係におきましては、指揮命令關係といふものは一應ない。でありますから半獨立的な役所といふ意味の特殊性をもつてゐるわけでございます。その意味におきまして、この罷免の關係におきましては特殊の罷免權の行使を認めない。また任命の際におきましては、獨自の任命はできない。議會の御承認がなければいかぬといふ建前にいたしておるわけでありまして、これに似たやうなものとしては、たとえば公正取引委員會のやうなもの、あるいは特殊整理委員會もたしかさうであります。それなどは大體これに似た現在の例と申し上げてよろしからうと思ひます。

○川合委員 ただいまのお話によりまして、この人事院といふものは、國家公務員に關しては、内閣と別個の一つの機關であるといふやうな印象を受けるわけでありまして、この法律的解釋は相當に私どもとしても研究しなければならぬと思ふのであります。が、私はそういうやうな官廳でありまして、私にそういうやうな官廳であります場合におきましては、つまり人事に關して總理大臣があまり發言權がないといふやうなことは、憲法との關係において何ら疑問の餘地がないのでありましようか。その點をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのお尋ねにありました内閣と別個のやうな感じをお抱きになつたのであります。ば、私の申し上げようが惡かつたのでございまして、内閣と別個ではございせん。かりに圖を引いてみますと、内閣の下に筋を引いて、その下に人事院といふものがあります。その内閣の中で内閣總理大臣といふものが、ここに出ておられますように、所轄者として出てくるわけでありまして、要するに内閣といつても内閣總理大臣といつても同じであります。それとこの人事院との間には圖を引けば筋の筋が通つております。先ほど例に申し上げました總理廳と總理大臣との間の筋の筋と、この場合の筋の筋を比べました場合に、總理廳の方は太い筋の筋がついておる。人事院の方は割合に細い。そこで半ば獨立的といふやうなことを申しましたが、筋の筋についておる。ただ筋の筋の太さが違つておる。しかし下々に立つてゐる役所には違ひないわけでありまして、そこでこの憲法の問題でございまして、憲法はとにかく行政權は内閣に屬すると大きくうたつております。その意味でこの人に行政の關係ももとより元締としては内閣の職權となつて、すなわちこの人に關係の運當についての權限の源はこれは憲法上内閣にあるといふことになつております。ただ今申しましたように、この内閣といふものがどの程度までに自分の手で自由に指揮命令して動かすか、あるいはどの程度まである種の半ば獨立的の機關に屬つて、それに任ずるか、すなわ

係において何ら疑問の餘地がないのでありましようか。その點をお伺ひしたいと思ひます。

試験制度はつと停止されておりましたけれども、實は昨年復活いたしました。昨年と今年はやりました。その点だけ一つ御了解願います。そこで現在の試験制度をどういうふうにもつていかかということになります。要するにそれはこの國家公務員法が働か出すのは一體いっただろうということに關連しての問題になるわけであり。この國家公務員法が全面的に働か出すのが五年も六年も先だということになると、現在の高等試験制度はどういこのまま營業は補正程度ではいかぬ。もう少し根本的に建直すべきじゃないかという議論が出てまいりました。

またその餘地はあつたように、先にほども觸れましたように、大いに勉強して二年もかかれば大體職階制度が全面的に確立できるのじゃないかという一應の、意氣どみと申した方がいかにしませんが、意氣どみをもつておるわけであり。そこで現在の試験制度をどうにか二年、うまいつて二年でありますが、二年間存続しなればならぬ。しかしそれが先ほど述べた悪い意味での温存であつてはいけません。ということである。補正をしていこう。しかしだ二回だけのことのために根本的改革をするということも、立場をかえまして受験者側の身になつてみれば、ただ二回はかりのために根本的にかえてしまふというのは非人情のやうな氣もしますし、あれやこれや考へ合せまして、とにかく現在の高等試験制度に對して、ここがいかぬあそこがいかぬと言われておるところがある。われわれの胸に響いておる點もある。そこでそういう悪い點だけをとりかく最小限度に補正しな

て、大體の大筋は今までの試験制度の筋でいくほかないのではなかつたかという考へであります。ただその實體をいかにやにかえますかということ、まだその研究の成果を得ておりませんので申し上げかねますけれども、今日のところではわれわれの態度としてはそういう氣持でおるわけであり。○井出委員 これはそれと關連してはありますが、あるいは長官にお尋ねするのは當らないかもしれせんけれども、もしお見通しがつくようでしたらお答へいただきたいと思ふのですが、現在各大學その他において我々營々として研鑽をしておられる學徒諸君が、今申し上げました登龍門というやうなものが一應さきえざるわけではありませんが、何か前途に對して光明を失ふとでも言ひましようか、おそれなくこれは失業問題全體とも絡んであります。明春あたり官廳方面における新規採用等もどうも打切りになりはしないかというやうな點で、密々心配をしていられるやうな向きもあるのではないかと、現在國家が相當多くの冗員を擁しておることは確かであり、このやうな意味から新しい人達を入れるという途もなくなつていふ思ふので、こゝういふ見通しがもしおわかりでしたらお漏らしいただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 たいだ役所の職員が非常に多いといふ言葉が、あるいは、確かにこれは多いことは事實であります。しかしながら今新陳代謝といふ言葉は適切な言葉だと思ひましたが、この官廳部内の職員については私は新陳代謝といふことはその部面が廣いか狭いかは別といたしましても、どうしてもこれは必要な事柄であらうと思ひます。その意味におきまして、今まで各省が人間を採用したその経過をじつと見ておりまして、この新陳代謝といふことをはかる必要から、相當無理をしても毎年一定の限度の新しい人達を取り入れるやうに努力してまいつております。これは今いつたやうな大きなから申しまして、今後においてもそういう方向で事柄が動いていく。これは必然のものではないかといふふうに感じておる次第でございます。

○井出委員 これは大臣がお見えになつたならばと思つておりましたが、私あとの都合がござりますので、あるいは私の質問中大臣がお見えにならないでございまして、今の問題と關連してお伺ひしたいとおき。それは確かに國家は多くの冗員を有しておる。これは有職人口について言えるのでしようが、今、日本人六人に一人の割合で官吏があるといふやうなことも聞いておるのでありますが、この公務員法を施行した一つの目的は能率體制をつくり上げることにもあるのであると理解をいたすのであります。その場合において當然これは行政整理といふやうなものが伴つてまゐらなければならぬわけであり。世上ではやむを得ずと社會黨内閣においてはどうも行政整理ができやせぬだろといふやうなことも耳にいたすのであります。現在政府とされましては、この行政整理の問題をどう考へになつておられるか。齋藤國務相がおられれば御答へをいただけるのでありますが、長官から代つてお願いいたし

ます。○竹山委員長 井出委員にお断りいたしておきます。齋藤國務大臣は、この同一法案を參議院において豫備審査しております。その方へやむを得ず出ておりますからお許しを願ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 一應お答へ申し上げるが、先ほども觸れましたやうに、終戦後のいゝな國家の仕事の繁忙といふことに關連いたしました役人の數が非常に多い現状であり、す。しかしこれは仕事が多からず、を得ず役人の數も多くなつておるといふのが大體の觀察としては當つておると思ひますけれども、しかし精細にこれを觀察いたしますと、役人のこの部面については少し多過ぎまはしないか。あるいは世間におきましては、わしわしある部面については人の數が多いために能率が落ちておると言へるものではないかといふやうな非難もあつたところであり。全然根據のないことではないやうに正直にいつて考えられます。そこで政府といたしましては、少くとも合理的な配置轉換によつて手馴れた能率的に使用していく。あるいはまた缺員ができた場合にはなるべく補充を差控えていくといふやうな方針で現に臨んでおるわけであり。これが、今の官廳の行政整理の問題、これも行政整理の必要なこととはどういふ言ひ切れません。政府としては行政整理の必要があるやうな感じをもつております。しかしこの行政整理が行われた後にこの整理された人々の處置と申しますか、行先の手配と申しますか、どういふ處置をするかといふ問題

が社會的に非常に大きな問題であり、すために、それとの關連において慎重に考究をしております。私がお答へする限度においてはさういふことを申し上げ得ると思ひます。

○井出委員 その問題は政府とされても非常に苦しいであらうと思ひますので、その程度に止めておきます。そこで、この國家公務員法案の全體の感じを私申し上げるのでありますが、何かしる拘束的な法規が非常に多いといふ感じでありまして、積極的な身分保障をしていけるやうな點がどうも少いのではないか。殊に今後人事の問題を考へます上に、勞働組合といふものを無視して、その意見を聽かないで、ことをなすといふことが、多くの支障にぶつかるのではないか、こゝういふ心配をいたすのであります。本法の第一條でございまして「民主的な方法で、これを選擇し、云々あるいは公務の民主的かつ能率的な運営」といふやうに、民主的といふやうな意味がこの勞働組合方面の意見等を尊重するといふやうなニエンスを含んでいられるのかどうか。以上の點を勞働組合との關連において御説明を得たいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは現在でも同様と思ひますが、この公務員制度、あるいは官吏制度の圓滑なる運営を期して、その所期の効果をあげるというためには、健全なる勞働組合職員組合の内部的協力といふものが非常に必要であり、また現にその協力によつて効果をあげている部面もあると思ひます。これは筋道といたしましては、官廳の内輪の協力趨勢といふことでありまして、この制度の正面から、國家公務員法といふやうな法律の正面からの

問題というよりも、むしろ實際上の働

きに期待すべき面であらうと一應考
えるわけであります。この民主的な
いう言葉も、さうな関係のニュア
スを含む言葉であらうと思ひます
ども、この法案としておぼしめ
ずのは、むしろ大きく、この國家公
員というものは國民全體の奉仕者
といふところにクロウツ、アツプ
たしまして、その意味からこの民主
といふような言葉も、主として使
ていふというふうに申し上げるべ
あらうと存する次第であります。

○井出委員 その場合であります
いわば國家といふものが大きな背
としてのしかかつてまいつて、公
員といふものはパブリック・サー
あるといふような意識が、あたか
つての陛下の忠實なる官吏であ
う同じ意味において當然尊重せら
かつ伸ばされなければならぬ基本
利とでもいふまいか、さういふ
がそのために抑壓されるという
危険はないでございまいか。

○佐藤達政府委員 そういふ面
の問題になりますと、この國家公
の背負つて立つべき面であると思
のでありまして、その不當なる抑
ないようというところが、一つの重
點となつて、この法案がでさうい
ると申し上げてよろしいと思ひま
○井出委員 それからこの第二條
ありますが、一般職と特別職と分
線の引き方でありまして、特別職
において、しからざるものが一般
という規定の仕方をとつておるよ
ありますが、何かこれは特別職とい
ないものでございまいか、お伺い

いたします。
○佐藤達政府委員 これは正直の
る細工の腕前問題に歸着すると思
うのであります。ほんとうをいへば
一般職とはさういふものをいうとい
て、堂々と適用になるものを列挙
は足るのであります。何もかように
表から適用のないものを要するは
いのであります。これは大體御想像
もつきまします。一般の職員とい
ましたら、千變萬化と申しますか、
ろいろの種類がありまして、一々た
うことは困難であります。みなず、
度の職階制といふものになりますと、
非常に種類を細かく分けるような
になりまして、そこを逃げると思し
すか、逃げまして、特別職の方へ
たようなわけでありまして。さうな
と、よほど技術的に樂であります。
ける限りのものはつきりと、内閣
理大臣とか、官房長官といふもの
たい得るものを官名、職名をあげ
たつたわけでありまして。ただこの
間、參與、委員その他これらに準
云々といふようなところで、多少い
御指摘のような、竹を割つたよう

このは出てまいらない、さきく
い部面が出てまいりますけれども、
これは行政部門におきましてどう
員ができるやら、これは法律として
まだ先の見通しはつきませんこと
やむを得ず準ずる職員といふこと
つて、出たところから押えて、こ
律で指定し、あるいは人事院規則
定していくことによつて正確な結
得たいといふことになつておるわ
であります。

○井出委員 次に、この人事院の
でございまして人事官の三名とい
のがはたして適切であるかどうか。
干少きに失しはせぬかという氣が
たすのですが、その點お伺いいた
す。

それから、さらに人事官の選考
たつて、總理大臣の任命といふこ
前に、たとへば何か民主的な選考
會といふようなものでもござい
要がありはせぬかといふふうな氣
たすのであります。

さらにもう一點、人事官の彈劾
これが、任命の場合には國會の同
要することになつておりますが、
を免ずる場合には、總理大臣だけ
けるといふふうな點が少し、首尾
しておらぬじやないかといふ氣が
しますが、これらの點をお答え願
いと思ひます。

○佐藤達政府委員 人事官の
な過ぎはしないかといふ最初のお
であります。これはどういふ部局
腦機關は普通の場合を考へますと、
承知のように、たとえば總裁、局
承知のよう、一人の人間がそれ
けであります。この案では一人に
おいたのでは、あまり責任が集中
おいて、権限を濫用される、ある
断にわたるおそれがある、その一
ポストを三人くらいにわけて、そ
合議制にしてやつていけば、今言
ような濫用、専断といふような弊
ぎ得るだらうといふ頭から、三人
たしましたので、十人あるべき
三人にしたといふ考へ方でありま
で、本来の數でいけば一人でも
を三人にわけたといふことであり
す。五人といふ考へ方も成立しま
し、七人といふ考へ方も、これは
としてはいろいろあると思ひま
す。實

は會計検査院法といふものを、前
會で新しい憲法に基いて御審議願
したときに、會計検査官もやはり
ように三人の合議制にいたして
す。そのときも似たような御議論
つたことと承知するのであります。
これは確かに御議論のあるところ
ますけれども、われ／＼の考へは
おに考えれば一人のところに三人
けたのだといふふうな御了解願
一番手早いじやないかと考へる
あります。

それから人事官の選考の問題も、
これは實は私どもが立案いたしました
きに、念頭において研究した考へ
のであります。その點は敬服する
あります。たとえば最高裁判所の
判官の選任の場合に、一種の諮問
會みたいなものを構成してやつた
あります。さういふ考へ方は一つ
場合になつたのであります。しかし
場合におきましては、最高裁判所
合と違ひまして、最高裁判所の場合
國會の承認決議なしで内閣だけで
してしまふのであります。この場合
さういふことでなしにも少し高度
民主化といふものを考へまして、
御承認同意を得るようになつた
から、その事前の手續として、また
問委員會といふようなものをこし
るというの、線があまりに細過ぎ
て、またそれだけの必要はないの
ないかといふような結論となつた
でございまして。

それから人事官の任命の手續と
してやめる場合の手續が違つて
おかしきはないかといふお尋ねも
いたしました。われ／＼はこの任
命の場合に、罷免の場合にこの法
案をつくりに上げておる次第で
す。

○井出委員 人事院の事務をや
ために事務總局ができるわけであ
ましようが、實際をいふと、人事
の振舞い方いかんでは、事務總
を人事官は下からの申告を待つ
を決定するといふようなことにな
ないか。原案をつくるのはその
局が非常に大きな力をもつじや
かと思ふのであります。これの職
任免といふようなことに對しては
か特別規定をおつくりになるよ
用意がありましようか。

○佐藤達政府委員 この事務總
任命につきましては、人事院から
合と罷免の場合の手續が違つて
も、われ／＼の商賣から申します
まり氣にしないのでありまして、
不思議には思ひませんけれども、
い御懸念はごもつともだると思
ます。ただ説明として申し上げる
ところは、要するに選任の場合
かく適任者を取上げればよい
ますが、罷免の場合にはこの法
でございまして、心身の故障の
場合とか、あるいは人事官たるに
わしくない非行のあつた場合とい
とをあげつらうことになるわけ
さうな場合には國會で公開の席
御審議を願ひます。やはりもち
屋はもち屋で、最高裁判所とい
な、公平な機關と一般に思われ
る、思われおると言つては語弊
ありますが、公平な機關である
最高裁判所があるのだから、さ
ら、そこへも出すがむしる一貫
るのではないかといふ氣持でか
案をつくり上げておる次第で
す。

出に基きまして、その者を内閣において任命するといふ形にならうと考へておられます。従ひまして人事院の申出といふことになりすれば、當然人事官會議によつて推薦の議決をして、内閣の方へ申し出て、その者を内閣から任命するといふ段取りにならうと考へます。

○井出委員 もろろん議長はそれではないのでありますが、つまり事務當局全體でございすね。ここへまた官僚機構がでさう上つてしまつたのは困るのですけれども、これに對してはいかがでしよう何か特別な措置を……

○佐藤(達)政府委員 人事院の内部のことになりますれば、今申しました人事官なり、あるいは事務局長が上に立つてのことでありまして、結局人事官會議の線を用いての人事運用ということに私は相なると思ひます。

○井出委員 それから次に職階制ができる。そして縦横の網の目のような、非常に緻密な機構がそこにできるわけでございますが、そのほかに自由任用といふた若干の弾力性のある、つまり外部から清新激進たる氣風をその中に盛り込むような意味の、官吏機構に一種の輸血をするような意味の自由任用といふような制度が、今度若干の幅をもつて残されないのでございましょうか。

○佐藤(達)政府委員 この自由任用といふ言葉にいろいろの意味がございす、完全なる自由任用といふものは、これは先ほど問題になりました特別職に關するものが完全なる自由任用でございます。これはたとえば秘書官を任命する場合におきましては、特別職の方に秘書官ははいつてゐるのでございす。

ざいす、その場合は秘書官を使う大臣、ある大臣が自分の一番適任と思ふ者をそのまゝ選んで使つて、これが一番完全なる自由任用であります。それからその次の意味の自由任用は、これは競争試験によらないけれども、何か一種の選挙手續を経て任用される場合、これをおそらくだいたいおつしやつてゐるのだらうと思ふのであります。その點はこの法律案におきまして、採用の場合の例外、あるいはまた昇進の場合の例外といひまして、原則は競争試験によるが、特に必要ある場合においては競争試験によらない、選挙の手續によることとができるということにいたしましたのであります。そこでちょうど今例におおげになりました民間にりつばな方がおられる、しかしよほど政府の方から辭を低うして三顧の禮をとらなければ、とうてい來ていただけないといふような方がおられた場合、これは、一つ競争試験による試験を受けてくださいといふわけにはまいりませんから、この選挙の手續によりまして、政府の方からその方の經歷なり、過去の業績なりを参考の方に付議いたします。その審査をまつて任用するといふ意味のゆるやかなといひます、仰せになつた一種の自由任用の途が開かれてゐるわけなんです。

○井出委員 一般官吏のほかの特選官吏とでも申しましようか、現在たとえば學校の教職員の立場などがそれに當るのではないと思ひますが、これは一番末端の町村で經營する小學校の教員まで、この公務員という範疇には入りましようか。

○佐藤(達)政府委員 現在の制度におきましては、この町村におかれておる小學校の先生も、府縣の中學校の先生も、先生御自身その職員としての立場は官吏といふ扱いにいたしてあります。すなわち國家に對して奉仕しておられる人だといふことになつておりますから、この法律の建前から申しますと、一般職に當然はいつてまいります。ただこの學校の先生方につきましては、その職務の特殊性から、若干この國家公務員法の特例を必要とする場合がありはしないかといふ含みがございまして、實はこの附則の方で特別の必要からくる一部分の特例といふものをこの法案に對して設け得るようなゆとりをつくつておるわけでありま。

○井出委員 それからこの分限の方でございす。本人の意に反する休職の場合の給與でございす、一律に俸給の三分の一といふようなことが、七十九條だと思ひますが、見えておりませんが、これはいかなる場合でも三分の一でございましようか。その限度で伸縮性がもてるものでございましようか。

○佐藤(達)政府委員 これは三分の一を受けるというはつきりきづづけにしております。そこでもいかなる場合でもと仰せられましたが、七十八條の方で休職の場合は二つあけてあります。心身の故障のため長期の休養を要する場合と、刑事事件に關し起訴せられた場合、この二つであります。その意味で、この三分の一といふものにくぎづけてもその重大な支障はないのではないかといふことで、こういふうにきめておるのであります。ただ心身の故障の場合におきましては、たとえば公務上の傷病といふようなものも入ります。そういう場合にこの三分の一

一で放つたらかしてはならないといふのであります。これは別に例の公務傷病の補償という制度が働いてまいりまして、結局併せて安當なところに落ちつくといふような考え方で立案しておるわけでありま。

○井出委員 それから懲戒の場合であります。この際その事實を審議するといふふうな意味で何か委員會といふふうなものを設けるといふことはお考へになりませんか。

○佐藤(達)政府委員 この點は相當むづかしい問題を含んでおります。實は御承知のように現行の官吏懲戒令におきましては、謹慎の場合は別でありまが、減俸あるいは懲戒免職に當るものである場合においては、必ず事前に官吏懲戒委員會の審査を経て、その議決がなければ懲戒免職、懲戒減俸の處分はできないことになつております。この法案におきましては、その事前手續といふものをやめてしまひまして、その代りに事後の審査、すなわち人事院に不服を訴えて、人事院で公正なる立場で審議して是正をするという建前に變更したわけであります。これは結論におきましては保障のやり方として、どつちの方が保障が強くてどつちの方が弱いといふことは言えないと思ひます。實際の場合においては甲乙ないと思ひますが、なぜこういふうにひつくり返したかといひますと、實はわれわれ職業を長くやつておつて経験しておるのでありますけれども、たとへばこの間どこかの検査がどういふことをしたといふような、大體だれが見ても間違ひない、とんでもない役人だといふような人でありまして、それはその場でただちに懲戒するとい

うことにはならないわけでありま。ただいまのような懲戒委員會にかけて厳正公平に事前審査をやるということになりますと、その調査をあれやこれや材料を調べて、證據書類を集めて、初めて委員會にかけて懲戒處分だとか何とかいふことになりま。これは處分權者が懲戒委員會に對して懲戒の議決を一部求めるという場合において萬一いふやうな文句が出てくるというさ

いものでありますから、非常に慎重に構へてゐるやうな書類を整へるわけでありま。でありますために懲戒處分が行われましたときは、世間の人は忘れてしまつておるといふやうなことになる場合もありましよう。これは懲戒委員會が怠慢だ、あるいはいふやうな書類を集めるからだといふやうなことは別として、そういう弊害が確かにあるものであります。そういう點から考えますと、一應の任免權者の責任においてやつてもらふ、そして悪い者は事後審査してもらふ、そういうことにしても

らいますれば、任免權者はたれが見ても間違ひないといふものであれば、その場ですばつとやつてしまふ、それだけの實益は相當大きな實益ではないかといふやうな氣がするものであります。

○井出委員 ただいまの問題は論議の餘地が相當にあるじやないかと思ひます。長官のおつしやるやうな意味もわからぬじやありませんが、どうも事前の手續を省略するといふのは私は主目的でないやうな氣がいたします。ともするとこれは拉雜入になつてしまふといふやうな面がありはしないかと懸念するのであります。實はこの國家公務員法によつて出たゆえんといふやうなものを片聞しております限り、そ

うことにはならないわけでありま。ただいまのような懲戒委員會にかけて厳正公平に事前審査をやるということになりますと、その調査をあれやこれや材料を調べて、證據書類を集めて、初めて委員會にかけて懲戒處分だとか何とかいふことになりま。これは處分權者が懲戒委員會に對して懲戒の議決を一部求めるという場合において萬一いふやうな文句が出てくるというさ

いものでありますから、非常に慎重に構へてゐるやうな書類を整へるわけでありま。でありますために懲戒處分が行われましたときは、世間の人は忘れてしまつておるといふやうなことになる場合もありましよう。これは懲戒委員會が怠慢だ、あるいはいふやうな書類を集めるからだといふやうなことは別として、そういう弊害が確かにあるものであります。そういう點から考えますと、一應の任免權者の責任においてやつてもらふ、そして悪い者は事後審査してもらふ、そういうことにしても

らいますれば、任免權者はたれが見ても間違ひないといふものであれば、その場ですばつとやつてしまふ、それだけの實益は相當大きな實益ではないかといふやうな氣がするものであります。

○井出委員 ただいまの問題は論議の餘地が相當にあるじやないかと思ひます。長官のおつしやるやうな意味もわからぬじやありませんが、どうも事前の手續を省略するといふのは私は主目的でないやうな氣がいたします。ともするとこれは拉雜入になつてしまふといふやうな面がありはしないかと懸念するのであります。實はこの國家公務員法によつて出たゆえんといふやうなものを片聞しております限り、そ

うことにはならないわけでありま。ただいまのような懲戒委員會にかけて厳正公平に事前審査をやるということになりますと、その調査をあれやこれや材料を調べて、證據書類を集めて、初めて委員會にかけて懲戒處分だとか何とかいふことになりま。これは處分權者が懲戒委員會に對して懲戒の議決を一部求めるという場合において萬一いふやうな文句が出てくるというさ

れ以上突込んで申し上げることもどうかと思ひますから、もう一點最後に、百一條においては、政治的行爲といふものは國家公務員はなし得ない、一部公選による公職の候補者になることはできるわけでありますが、これはいやしくもわれ／＼公民である以上たとえ公務員であつても政治的にはもう少し自由な幅が欲しいという氣がするものであります。これではどうもちと手も足も出ないという感じがいたしますが、この點の御見解を伺いたいと同時に、この人事院規則で別段の定をする場合といふ、その公職の候補者とは具體的には一體どういふ御用意があるか、これも伺つておきたいと思ひます。

○佐藤達政府委員 この委員のねらいはこれは御推測できると思ひますけれども、根本の考え方として、國家公務員といふものは國民全體奉仕者として公共の利益のために奉仕し、かつ職務の遂行にあつて全力をあげて職務に専念しなければならぬといふ根本の心構えを、この法律であつておるわけでありますが、そういう建前と、もう一つは、先ほど申しました純粹な公務員としていろ／＼な色彩を身につけずして、専心わき目もふらず仕事に従事すべきものであるといふことから導き出されてきた一つの結論であるわけであります。すなわち選舉運動をするといふことによつて當然専心職務に携はるといふ面に影響を來すのみならず、政治的の公職を争うといふことになつてまいりますと、やはり政治色といふものを色眼鏡によつて國民から見られるといふようなこともあつて、そういう方面に乘出されるならば公務員の方を足洗つて、そつちの方へ候補者に

おなりになるなら、おなりになる方に向つてもういふといふような考え方であります。もとより投票の方は制限はありませんが、ただ公職の候補者になるといふことは、すつぱり足を洗つてからそつちの方へ行つてもらうのがよからうといふ考え方でありておるわけであります。そこで公選による公職といふものの中にもいろ／＼の種類のものであります。人事院規則で別段の定云々といふ、この人事院規則では、實はこれは認めてもかまわぬといふ弊害のない部分を規則で定めて除外しようといふのでありますが、例として思ひつきますのは、適例がどうかはしりませんが、たとえば農地委員というやうなもの、この選舉が現在あるのでありますが、農地委員の選舉のやうな場合であつたならば、選舉運動のためにその時間をとるといふやうなことも、公務の時間を割くといふこともなからう、あるいは公職そのものとしての政治性といふもの、その色は濃厚にやないじやないといふやうな面から、そういうものを除外したらよからうといふやうに考へておるわけであります。

よつて元へもどせる場合もあらうといふやうに申し上げるほかはないじやないかと思ひます。

○井出委員 最後に一點、附則の方であります。人事官の職務が、正に軌道に乗つてすべし出しを開始いたすまでは、この臨時人事委員といふものはまつたく人事官と同様の非常に重要な任務を遂行するわけのやうでございすが、これに對する任命の方法といふものは、人事官と同様であつてしかるべきだと思つてあります。現在の規定は何か非常に安易な感じがいたしますが、これはどうなつておるのでありましようか。

○佐藤達政府委員 一應そういうお考えの出ますのはごもつともであらうと思つたのでありますけれども、すでに御推測の通り、臨時人事委員の任務は、この法律の施行の準備と調査といふものが、おもな任務になつております。ただ、今お話のように七月一日になりますと、本物になりはしないかといふ點の問題になつてまいりますが、これは實際の見通しを申し上げますと、先ほど述べましたやうに、結局職階制の確立といふことが第一の仕事になるわけでありますが、この職階制の確立といふものについて、少くとも私どもは二年かかるといふことを申し上げたのであります。そこで七月一日から云々といふことになつておりますが、その年の暮にはもう本格的に人事院ができるわけでありまから、ここにありまから、運くとも翌年の一月一日までということでありまから、數箇月の間のことであります。實際は本格的に人事院と同じやうな實の

ある仕事を臨時人事委員がするといふ場面はほとんどないといつてよろしいのではないかと申すのであります。

○井出委員 これで打切ります。

○竹山委員長 前田種男君。

○前田種委員 私は二、三の點についてお尋ねしたいと思ひますが、まず第一點は、本法が創案される過程におきましては、労働組合關係のことが相當挿入されておたはずで、それが全部削除されてしまつて、原案に現れております。それで労働組合關係に關する限りにおいては、現行法で行きますと、組合法、労働基準法、労働法、大體この三つで官公勞の人々もやつていく、

そうしてそれに關係ない、いわゆる本法に關する限りにおいては本法でやるということになります。一體線をどこに引くかといふ問題になつて來ました場合に、問題が起きてくるわけでは、私がお尋ねしたいといふ點は、その場合に公務員法でも、これは不備だ、現在の労働組合關係の組合法、基準法、労働法でも不備だ、それでさらにこの法を改正するか、あるいは新しい法規をこしらへるか、さらにこの公務員法を改正するかといふやうな點について政府は明確なる意思があるかと思ひます。その點について一應はつきりして

○佐藤達政府委員 立案の經過の問題を詳しく申し上げることは、過去のこともでありますし、御容赦願ふことにいたしまして、労働法制と國家公務員法との關係という點で、この案について申し上げますならば、御指摘の通りに、この労働關係の方面の事柄は、この公務員法には全然觸れておりません。従つて國家の職員と労働法制との關係といふものは、現在の法制のもとにおける同じやうな状態にあるわけでありまから、しかしながらすべて國家の法制といふものは、そのとき／＼變轉を遂げていきまから社會情勢に即應して、ためになく改善をせられなければならぬものでありまして、政府としてその責任の地位にあるものは、すべての法制にわたつてかような努力を重ねておるわけでありまから、従いまして現在の労働法制をさらに改善すべきところ、あるいは國家公務員法がかりにこれができる上りまして、成立のその日から一層よくするためにどうすべきであるかといふことに努力

しなければならぬものと考えておるわけでありまして、そういう観点からこれを労働法にせよ、この國家公務員法にせよ、あらゆる観点から改善される機会を將來にあらう、またその努力をすべきであらうと思ふわけでありまして、お答えになつておるかどうかわかりませんが、一應お答えいたしておきます。

○前田(種)委員 今のお答えは十分でないと思ひますが、長官はこれ以上質問することはどうかと思ひます。實際本法が施行される場合に公務員の大多数を占めます労働組合關係の問題は、現實の問題として非常に微妙な動きをする點が強く指摘されるわけですね。それでありながらゆえに、もちろんわれ／＼國民として日本の國家をよりよくするために、より理想的な法規に改正するといふことにたれ一人として異存はないと思ひます。今日の三つの労働組合關係の労働法規というものが完全であるとは思つておられませんし、また本法が十分であらうとは思へませんが、しかしこの重要な關係にあるこの點につきましては、本法施行にあたりまして、さらに政府當局の検討なり熟慮を希望しておきたいと思ひます。

次に、私は給與關係の問題につきましては、實は大蔵大臣なり安本長官がいふつしやれば、私意見を述べて政府の意思を質しておきたい點があつたのですが、さらに給與問題については労働委員会で論議する機会もあるので、本日は省略いたします。ただ一點労働委員会と關連して、今審議しておられます失業保險の問題と、本法第六條にありまして恩給の問題ですが、百六條に

は、「職員であつて、相當年限、忠實に勤務して退職した者に對しては、恩給が與えられなければならない」といふこの原則は、私はこのまま恩給を支給する場合に當然であらうと思ひます。しかし労働委員会で審議しております失業保險法の第七條には、「國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、條例、規則等に基いて支給を受けるべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保險給付の内容を超えたと認められる場合には、前條の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて、これを失業保險の被保險者としなさい」といふ條項があるわけですね。社會保險の點から論議しますと、被保險者として何年間か保險金をかけておつた者が、たゞ／＼官公署の合理化あるいは矯正その他のために政府の命令によつてやめさせられたときに、當然その人は失業保險の被保險者として保險金を受け

る権利があるわけですね。しかし恩給を受ける金額がその金額より超過する場合は被保險者でなくなる、權利が消失するといふ結果になります。恩給といふものは、言うまでもなく、本法に書いてありますように、忠實に勤務した退職者に對するいわゆる退職恩給金、あるいは長年勤めた功勞金というふうな意味を含めて恩給といふものを支給するといふ第六條の解釋を正當と私は認めます。それと失業保險の被保險者といふものの關係を比べてみましたとき、恩給をもちからといつて一定の額以上超過した者は、失業保險の被保險者でなくなるというこの點については、まったく失業保險の制定の趣旨

から申しまして、恩給の規定から申しましても、理由が成立したと私は考えます。それであくまで恩給を支給される者に關しましては、失業保險、失業手当等の法規とは別個に、その恩給額がいかにふやかなりましようとも、失業保險の被保險者であることには變りはないので、失業保險の保險給付を受けるというものを明確にこの法規の上に示してもいいと思ひますが、これに對する長官の御答辯をお願いしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 この恩給の問題につきましては、ただいま御指摘の失業保險との關係その他の類似の制度との關係がいろいろ考慮すべきところがあると思ひます。現にこの法律自身の中におきましても、公務員の場合の補償の問題と恩給の場合の問題がどうなるかといふことが、問題としてあり得るわけでありまして、この新しい恩給制度の立案につきましては周到な注意を要することと考えます。この法律で規定してありますところは、恩給の制度の根本的の基準を掲げまして、この基準のもとに人事院がなるべく速やかにその制度の全面的調査研究を行つて、その立案をせよといふことを命ずるところの段取りで踏み止まつております。あと人事院において大いに研究して法律案を準備せよといふことになつておりますので、その研究の際にはちやうど前田委員の御指摘のようにな事柄も十分考慮に入れますので、妥當な制度をつくりあげなければならぬことであると思つております。

○前田(種)委員 この問題は重要でありますから、私の意見を率直に申し上げますと、法制局においても、さらに

審議をされました、労働委員會の方に長官の御出席を願つて、失業保險法の第七條を修正するといふ私は意見をもつておりますが、これを修正して差支えないものか、あるいは失業保險法はこのままにしておいてこの恩給制度の問題について觸れるといふことにされるのか、更に御検討の上政府當局の意思を明確に御答辯願いたいと思ひます。

もう一點私が質問したい點は、午前中に辻井さんから、さらに今、井出委員からも質問されました、本法の中核をなすところの人事院の構成の問題でございますが、私は今後の日本のあり方を考えてみました場合に、人事院というような役所的な機構でなくして、あくまでも人事委員會というような會議制のもとにおけるところの委員會制度に人事院を修正した方がよいと思ひます。そういったしますならば、人事官といわづして人事委員といふこともよろしいし、官といふ名前がぜひつけたければつけても差支えありませんが、いづれにしても人員五名ないし七名の會議制の人事委員會として、廣汎な問題をそこで審議するといふことにすることが、人事の今後の圓滑な運営のためにも必要なことであらうと私は考えます。あくまでも人事の中核をなすものとしては、官廳的な役所にすることという行き方より、やはり委員會制度の方が今後の日本のあり方としてはいいのではないかと考えます。特に廣汎な全國的な公務員の問題を扱うところのものは、あくまでも委員會制度の方がいいと思ひますので、これに對する長官の御答辯を承るまでもなく、ぜひこうした方がよいという意見を強く申し上げま

して、あとは決算委員會が本法を取上げられまして、十分御審議を願いたいと思ひます。

もう一點、官廳の能率が非能率的であるといふ點は、大臣初め官吏の高官、あるいは國民ひどしく認めることであると思ひます。この中に賞罰の問題あるいは能率の問題、いろいろなものがあると思ひますが、職階制が十分運用されるようになれば、今日の服務規程その他の問題もよくなると思ひます。午前中からいろいろあつたのでございまして私には考えます。今日の狀態を見ますと、朝の勤務時間が一體どうなつておるかかわかりませんが、われわれが九時か九時半ごろ虎の門や警視廳の前で電車を降りても、まだ官廳に通う連中が鈴なりになつてどん／＼出勤している、朝の出勤時間は九時か九時半か十時かわからないといふ今日の狀態である。ああいう勤務狀態では眞に國民の公僕として公務員としてやつていくのにふさわしいかどうか、民間の一般國民はどういう目で見ておるかといふことを靜かに考えてもらななければならぬ。この點は本法が施行されるまでもなく、今日總理大臣はおられますが、長官から閣議で相談して、服務規律の問題、あるいは賞罰の問題については、政府は責任をもつて善處するといふ途を講じてもらいたい。もちろん待遇その他の點が悪いから仕事をしないといふ意見もある／＼あります。待遇が悪いから仕事をしないといふことになると、議論が相當多岐にわたつてきますが、それはそれとして、もっと公務員としてのやり方を守つてもらいたいといふ點について改

府費事は考慮を願いたいと考えます。私はただ理想からいいますならば、賞罰、いわゆるよく働いた者には昇給を、あるいは表彰状を出すとか、あるいは表彰状を出すとかいふことをする。ほんとうに人間が完成された場合にはそういうことは必要ありませんが、少し不完全な人間社会の生活においては、そうしたことも當然なことはなれぬと考えます。その意味において賞罰をもつと明確にやるということが必要であると考えます。いわゆる不都合な、不良な者には厳格な處罰をする代りに、よく能率的に働く者あるいは非常に他の能になるような人に対しては、思い切つて表彰する。その表彰のしかたも、一例をあげますならば、今までのような表彰状をやるとか、あるいは何萬人に一人くらい表彰するといふことでなくして、五十三萬の公務員がいる場合には五萬でも十萬でもかまわない、ほんとうにりつぱな公務員であるならばそういう多数の人を表彰する。その表彰する場合も、表彰状を一本やるというのではなくして、賞物給與という意味から、税法上はどうかかわりませんが、今日あるところの勤勞所得税を一年間なら一年間、表彰した者には免除する、あるいは半減してやる。あるいは特に優秀な者には二年間免除してやるというふうなことを思い切つてやる。勤勞所得税の免除される者が五萬になり十萬になつてもかまわぬ。私はそれによつて優秀な公務員ができることを望みますので、そういうことを思い切つてやつてみたかどうかという意思をもつておられますが、その點に對する長官の意見を承つておきたいと考えます。

○佐藤(達)政府委員 先ほどのお尋ねのしつぽを引いて恐縮でありますけれども、この法案で言う恩給法と目下御審議を仰いでおる失業保険法との關係は、先ほど觸れましたように、時間のずれがありますので、できません。この法案の恩給法というものはこの後に立案されるものでありますから、失業保険法とは今日のところでは一應切り離した問題としてお考え願つてよろしいと思つておられます。そのことをちよつと添えて申し上げておきます。

それから先ほど來出ております人事官の問題であります。普通の役所式、官廳式でなしにということ、まさにその通りであります。先ほどもちよつと觸れましたが、普通でいけば一人の總裁とか一人の長官ということになるのであるが、というのは實はその意味でありまして、普通のお役所式、官廳式であつてはいけません。そこで三人にしたのであります。前田委員のおつしやつたのは、五人か七人くらい委員会でなければいけないのではないかと、いろいろお話がありますが、いろいろじみ�な實務的なことを取扱う仕事の組織といふものを考えてみますと、人数は少ければ少いほど責任は集中いたしまし、その機能が活潑に動くといふことは、われ／＼の實際の経験が證明しているものであります。五人になり七人になりますと、だん／＼責任が分散いたしまして、毎日でも會合してもならなければならぬ會議が、やれ定足数を缺いたとか何とかいふことで流れやすくなり、また一々集まるよりも書面審議で同様にでもして決をとるようになり、なかな

かこれはむずかしいのであります。それは人選が悪いということになるでしょうが、人選の方から申しまして、大體この法案の趣旨から申しまして、よほどこれは立派な人を探していかなければならぬという制約がありますので、五人ないし七人というふうな數は、二人か三人の違ひのようでありまされども、これはよほど違ひのようではないかと考えます。そうなつてくると、先ほどもちよつと御懸念があらしたような、事務局の専斷と申しましか、人事官の方が存してしまふというやうな心配もないか。五人とか七人とかいふやうな案も立案の際にわれ／＼は十分取り入れておたのでありますけれども、先ほど申しましたように、一人ではお役所式に過ぎる。そうかといつて五人、七人ということでも少しどらだろといふことで、中間でこの三人といふふうになつたと申し上げてよいだらうと思ひます。先ほど申しましたように、會計検査院の検査官の組織も三人になつておるといふ先例もありますので、この邊でよくはないかといふことになつた次第であります。

それから官廳の非能率の問題はわれわれ官廳におります者として、實に耳の痛いほど身にしみて各方面の非難を感じておるわけでありまして、これはもう今日ただいまの問題でありまして、國家公務員法が施行になるとかならぬといふ問題では實はないのであります。國家公務員法そのものにおきまして、御指摘のやうに能率増進の途を設けておられますけれども、そこまできいかぬ今日の問題として政府はこれを深刻に考えまして、御承知のやうに行政監察委員會というものを中央にも置き、また各省にも置きまして、この方面の遺憾なき改善といふものに手をつけておるのであります。私もときどきその活動を見ておりますが、非常に熱心をやつておられますから、出されたばかりでありますけれども、その成果は相當なものがあるといふふうにお考えしております。

賞罰を明確にせよという問題もまさにこれに関連しての問題であります。この法案におきまして、よい官吏は賞め、悪い官吏は矯正し、あるいは懲戒するといふ建前で、特に七十二條でしたか、あの條文にもうたつておるのであります。賞罰必罰ということはいづの世においても重要なことであります。必罰の方の問題としては、先ほど懲戒の問題にも觸れましたけれども、信賞の賞の方の問題、人を賞めるやり方は現實の問題としてはむずかしいのであります。ほんとうに賞めたいといふやうな人間がかりにありますが、それを賞めるといふ特別な目立つたことをすると、その本人はかえつて非常に嫌う。むしろ賞められて嫌うといふ人がほんとうは賞めらるべき者であります。賞めることは罰するといふことよりもむずかしい問題であります。その點われ／＼としても賞める方法で何かうまいことはないかと考えておつたのであります。ただいま前田委員が二、三例をおあげになりましたやうなことも、確かに一つ思ひつき——と言つても、悪い意味の思ひつきではありません。一つの示唆をわれ／＼に與えてくださるのではないかと、思つて、ありがたく拝聴したのであります。この點は十分われ／＼も研究しなければならぬと思つております。

○前田(達)委員 私ばもう賞罰は打切りますが、希望として今の賞罰の賞の方は、必ずしも各個人を賞める、あるいは表彰するといふことでなくして、一つの事業場、あるいは各課、そのほかの係り、いわゆる三十人、五十人、百人というやうにまとまつた賞罰をあげた課は、課全體を表彰する。あるいはそうした例が設けられますならば、全體の者に對して勤勞所得税を一年間免除するといふやうなことも當然やつてよいと思ふ。何萬人から一人くらいを表彰するから、むしろ賞められた者が氣の毒といふことになりませんが、相當賞罰をあげた者を多數賞めてやるといふことになりまふと、そういうことが逆になつてまいりますので、これは財政の方の關係あるいは經濟の關係になつてきますが、私は一例をあげたに過ぎませんが、こうした點もつと思ひ切つた考案をして審議していただきたいと考えます。

それから恩給の問題で、本法と失業保險との關係はよく私も承知しておりますが、現行法の恩給と、十月一日から施行されようとしております失業保險との關係におきまして、この點は恩給をもちから失業保險の被保險者から除外されるというのではないやうに、失業保險法を修正したいと考えておりますので、どうぞ法制局長官はこの點について考究願ひまして、勞働委員會に御出席願ひして、修正することがいいか悪いかという點について、さらに所見を披露せられんことを希望しておきます。

○竹山委員長 菊川忠雄君。

○菊川委員 一、二箇單なお尋ねを申し上げます。一つは、第二條において

前を書いて、その任命者の方へ通知してやる。そうすると任命者はその五人の中から選ばねばならぬというようかつかまで拘束をうけませんが、人事権の實體はあくまでも任命権者がもつわけであります。従いまして職員組合が人事の関係において、どういう關係に立つかということは、今の任命権者である、たとえば各省大臣というものは、法律あるいは法令の幅の中においてもつておる範圍の範圍という範圍において、問題を考えるのであります。先ほどのお手紙のまづ團體協約を結ぶ當面の相手方の問題はございしましたが、これはおそそ

く現在と同様に、國家公務員法ができました後においても、團體協約の當

の相手方は大臣というふうなことにせ
なると考えます。そこで團體協約の

容として、職員組合の人事に關する意見の問題は、どの程度までに取上げようかということになりすが、これは生

ほどもちよつとふれました通りに、今
申しました任命權者のもつておる人事

機幅、その運用の範囲に於いての範圍内においての問題となるわけであり、この法律案としては表面

ら全然觸れておりませんので、その關係の事柄は結局現行の文官制度のもと

においての關係と同じ關係であるといひます。ただ裁量欄の幅というものは、先ほど申しました通り、現行制度

よりよほど狭まつておりますから、
観的にそれだけの違いがあると思ひ

すが、事柄の本質の問題としては、行制度のもとにおける、新法案のもとにおける、異なるところはない。

○菊川委員　　たゞいまの回答で大

わかりましたが、たとえば官廳の國

協約において、人事に關しては労働組合あるいは職員組合が諮問機關として現在仕事をやつておるといつたようなところにおいてはそれがそのまま認められるというふうに考へてよろしいかどうかをお聴きいたします。

○佐藤(達)政府委員 その關係は、今までも申しましたように、現行制度のもとにおける同じには簡単に考へておるのであります。要するによりよき人事の運営のために組合の方から立派な助言をしていただく、参考意見を出していただく、そういう面からの援助をしていただくことは、この法律としてももちろん禁ずるところではない、そういうことによつてかえつて人事の運営よろしきを得ることになるかもしれないと思つてあります。ただ法令上人事権者に與えられております人事権というものを拘束するようなことは、これはもう言うまでもなく許されないと、いふふうに考へております。

○菊川委員 最後に一つ第百一條の問題であります。先ほども御答辯がございましたけれども、先ほどの御答辯によれば公選による公職の候補者になるというこの禁止については今後多少の除外規定ができるようでありまして、しかもその除外規定は大體において伺いますときわめて範圍の狭いもののように了解したのであります。そこで私お伺いしたいのは、先ほどのこういう官職員の、たとえば公職の候補者となることを禁じ、あるいはまた政黨その他の政治的團體の役員となることのできないというふうな制限をしておるところの理由であります。先ほどの御説明では國家の奉仕者としての職

務に専念する趣前からこれが必要である。いま一つはそういう立場にある者が一つの政黨色をもつというところは、いろいろの弊害を生ずるという御意見でありました。従つてそういうことをやるためには足を洗つて、つまり職をやめてやるというふうな非常に強いもののように何つておるのであります。

ところが今日のわれわれの了解するところによれば、憲法の第二十一條におけるごとく、あるいはまたその他の條章におけるごとく、結社の自由は同時にその結社によつて起るところの行動の自由というものを伴わなければならないのであります。でありますからたとへば政黨の黨員であることはもちろんこれを禁止するわけにはいかなければ、その政黨の黨員であれば、かりにこれが役員であるところとあるまいと、結局においてはその政黨の政黨色は出さうと思へば出るものであります。ところが出してならない場合とそれから出す必要のある場合とは、單に官吏の職務に限らずあらゆる場合においてあるわけでありまして、それを特にここで官公吏の官職員の場合に限つて政黨の役員であることができない、こういう制限を加える點においては、今日の、大きく申しますれば憲法にいうところの結社の自由という點から考へるべき問題があるのではないかと、うう氣持がするのであります。いわんや公選によるこの公職の候補者となるという場合におきましては、これは少數のきわめて限られた特別の職務を、執行するた

めの立場にある人は別でありまして、けれども、先ほどの御説明によれば百五萬五千人というふうな適用を受けておるところの國民があるわけでありま

す。こういう人々がこの公職の候補者となることのできない、こういうことはこれについてもやはりわれわれは考へるべき問題があるのではないかと、思ひます。そこで私は特にこの百一條といふものが成立するための最も明確な理論的な根據がどこにあるかといふことをお伺いしたいのであります。あるいは職務に専念するためにとか、あるいは政黨色をもちむことがいけな

い、あるいは従つて足を洗つてやるならよろしい、こういうこととでありまして、今までもしばしば「民間の事業場において事業主がしばしばこれをやつたと同じような理由であります。ただ違つたところは國家の奉仕者であるといふのと、あるいは民間の事業に勤めておられるところの者であるといふこととであります。今日は國家の奉仕者といひ、事業に奉仕する者といひ、その精神においては同じであるべきであります。特にここに取立てて國家の奉仕者なるがゆゑに職務に専念する必要がある。このためにこれ／＼のことはいけないといふことの理由は薄弱であると思ふ。いわんややういふ理由でいき

ますれば自治體あるいはその他のいわゆる現業官廳における特別職の人々の上にも當然適用されるおそれがある、その理曲になると思ふ。この點について今申しました點からもつと納得のいくところの明確な理由が、あれば御説明を願ひたいと考へます。

○佐藤(達)政府委員 まず小さいことを先に申し上げたいと存じますが、先ほど私の御説明いたしました人事院規則の別段の定をなす場合としての例はたつた一つだけあげたために誤解せられたように何うのであります。こ

の關係例の人事院が公正なるアンパイアといひますか、そういうふうな立場から最も妥當な除外例をつくつてくれると思つてあります。ただいろいろ事情がありますために、例として一つしかあげなかつたので、それに準ずる場合も御推察できることと思つてあります。それでこの條文の根本のねらいといひますか、基にしている精神といひますか、これは先ほど申し述べましたところ以外に、新しくつけ加えて同じことを御納得いくような御説明を申し上げるところの言葉をもち合せておきません。國家の公務員として、國民全體の奉仕者として純眞な立場で無色の立場で働いてもらうのがその本分である。政黨そのものといふこと

でなくとも、政黨色といふような色めがねをもつて國民から見られるといふことは、いろいろまた誤解を生ずるということにもなるというようなこととおそれるのが一つと、とにかく公務員としての地位をもつて以上は、専心にその職務に携わるといふことは、當然な立場であるというようなところから來ているのであります。それで結社の自由というふうな憲法上の問題から申しますと、次の條文にあげていられる私企業、會社その他の營利企業、團體その他のメンバーになるといふことについての制限についても、同性質の問題があると思ひますが、これは公務員として特別の國家との關係、しかも本人の同意に基いての特別の國家との關係があるというふうなことが、あるいはまたこういう事柄は國家の公益が要請しておればこそ、法律でかような條文をおいたといふふうにも

言ひ得るのであります。憲法上の問

題は御懸念はないと思つてあります。繰返すようになつてたいへん恐縮であります。一應お答え申し上げま

す。

○菊川委員 ただいまの御説明でありましたが、たとえばここに例をとつて見ますと、學校の教職員が一般職として本法に出てゐる。しかるにその教職員は、教員をやめなければ、地方自治體あるいは國會におけるところの議員として立候補はできない。こういうようなことがきいまいに除外例において認められるならば別であります。認められないといひますれば、これはだれが考へてもおそろく納得がいかない不合理な點であると思ふ。ところがこれに對して、教員は國家の教育を擔當する奉仕者として専念すべきである、

そうして政黨色をもつて見られるような立場は避けなければならぬ、こういうこととありますれば、その内容といふものは、結局公務員法が出たがために、從來しばしば教員に對するところの封建的な扱いをしておつたその形がそのままここに織りこまれて、束縛となつて出てきていふふうな結果を見るのではないかと、思ふ。ただそれを納得せしめることと理由とは、ただ一つ國家の奉仕者であるといふふうなこととありますれば、先ほどどなたか申されましたように、かつてのわれわれは陛下の官吏である、こういう考へが、國家といふ名前におきかへられていふと何と變りがないのでありまして、これだけではおそろく國民を納得できるところの理由にはならないだろ

尋ねてみたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 はなはだ残念でありますけれども、智慧に缺けて、いと申しますか、鮮やかなお答えをすることができないで、非常に恐縮に存じます。ただ人事院規則云々の特例の餘裕があるというところを、違まわしにお答えしておいて、そうしてあらゆる觀點から見て妥當なる結論が出るように、そのところの運用の問題として解決すべき問題であるというふうに、この際としては申し上げておけばいいのではないかと気がいたします。

○菊川委員 その點につきましては、なお私納得がいけない點がございますけれども、一應この邊で打切つておきます。

○竹山委員長 他に御質疑はございませんか。

○竹谷委員 昨日の國家公務員法に關する決算委員會の、各黨各委員からの御論議、また本日三常任委員會の連合委員會における各委員からの廣汎多岐にわたる熱烈な御論議を拜聴いたしました。いろいろ重要問題はありますけれども、結局明治以來育成培養されてきたところの傳統的な官僚制の特權的地位と背景とを打破しなければならぬ。それにはこの國家公務員法案の政府提案の人事院の性格並びに機構をもつてしてはその目的を達し得ないというように、總合的に各委員の意見を拜聴するのであります。これに對しましては、政府は官僚は時勢の進退に應じて、高度なる技術性、専門性をもたなければならぬ、それからまた他の勢力に支配されないように、公平中立性をもたなければならぬ、こう言つております。いずれもごもつとも

ではあります。どうもこの政府原案の人事院制度を見ますと、鐵官制の支配から人事の獨立を守ろうというところに主たる眼目があつて、明治以來温存されたた官僚制の弊害、派閥性、あるいは封建性、そして特權的な勢力を打破して官僚を民主化しようとするにはなほ十分でないといつて、むしろこの高度なる技術性あるいは専門性、あるいは公平中立性というようなことの美名のもとに、この官僚勢力の温存をはかる牙城と人事院がなるおそれなしとしないと思ふのであります。そうなりますと、この國家公務員法の企圖したる、新憲法の精神である官僚の民主化ということと反對の結果を招来するのではないかと思ふ次第であります。今が國の官僚に關する現段階につきましては、鐵官制の支配から官僚の獨立性を守るといふことよりも、官僚の民主化、徹底的な特權性の打破、派閥性の破壊をしなければならぬと思ふのであります。この趣旨からも、また新憲法の規定します國民の固有の權利である公務員の任免權というこの尊い國民の權利を十分に尊重させ、そして國家公務員法にこれを表わすためには、わが社會黨といたしましては、人事に關する行政の中樞である制度に關しまして一つの腹案をもつていて次第であります。これを御披露申し上げますから、どうか各黨の各委員におかれましては、十分検討御批判くださいまして、御協力を願ひたい。また政府におかれましては、いろいろ人事官制の理念、それからまた委員制度になりまして五人もしくは七人というふうなことになる、これがどうも中途半端なものになつて、そ

うして事務局長が獨斷專行するようなことになつて、公務員法の期待する結果と反するようになつてはしないかというふうな御懸念の反對論もあるやうであります。そうした點については、今申し上げます案によりまして心配はないのであります。どうか政府においてもこの點十分ひとつ御考慮をお願いしたいと思ふのであります。その案のごく要領だけを簡単に申し上げます。

第一に、内閣總理大臣の所轄のもとに人事委員會をおきまして、この人事委員會は國家公務員法の執行に關する事務を掌る、こういうことになつた。

第二に、人事委員會の構成についてであります。これは五人の委員をもつて構成する。そしてこの委員は内閣が衆參兩院の同意を経て任命することとしたい。この五人のメンバーは、

まず内閣官房長官がこれにあたる。次に學識経験者中から二人任命する。次は十年以上官吏として勤務し現に一級以上の官吏の地位にある者、または十年以上官吏の地位にあつて退職の際一級以上の地位にあつた者の中から一人、それからもう一人は、十年以上官吏として勤務し現に三級官以下下の地位にある者、または十年以上三級官以下の地位にあつて現に二級官の地位にある者、これらの者の中から一人、以上の五人をもつて人事委員會を構成する。

次に人事委員會の議長は内閣官房長官がこれにあたる。そしてその任期は内閣官房長官としての在任期間とします。次に他の四人の委員は任期を一應六年とする。それからこの人事委員は

天皇が認證をするということにする。次に人事院及び事務局長はこれを置かないことにする。人事委員會のもとに事務局を置きまして、そしてこの事務局を人事委員會の事務機關とした。それから事務局の長は一應職とし、人事委員會の議を経てこれを任命することにしたい。この事務局長は人事委員會の幹事となつて、人事主任官會議の議長の職務をとることにしたいのであります。次に人事委員會は内閣總理大臣の承認を経て人事委員會規則を制定改廢することができ。最後に、一定の職階以上の公務員——これは國家公務員法の政府案の第三十七條第二項によつて選考せられるところの官職であります。この一定職階以上の公務員については、人事委員會の選考によつて自由任用制度を設けた。

以上この人事院制度の代りに、人事委員會というものを設けまして、これによつて民主的な人事行政の運営をしたい。その人事委員會こそ國家公務員法の期待する官僚の民主化がなし得るのではないかと思ひます。この人事官會議と大いに異なるところは人事官會議は特定事項について議決するのであります。この人事委員會はすべて人事行政に關する國家公務員法の法律の全面的執行の任に當るのであります。そして事務局が專斷的な行爲に陥らないように、この事務局といふものは單に人事委員會の一事務機關に過ぎないものということにしたいのであります。決して人事委員が浮いてしまつて事務局が勝手なうだいにやつて公務員法の趣旨に反するやうなことを

ならないように、この點附慮がしてある次第であります。

以上人事委員會の性格並びに機構に關するごく概要だけを申し上げたのであります。その他大なる各條文につきましては、意見もある次第であります。この國家公務員法の根幹をなす人事院制度に對して一應われわれの意見を申し上げたのであります。が、どうかひとつ各位におかれましては十分御批判御検討をいただきたい、政府としても十分この點御考慮あらんことを希望する次第であります。

○竹山委員長 他に御發言はありますか。——お諮りをいたしたいと思ひますが、最初に申し上げましたように、連合審査會はこの程度で打切らしていただいて、爾餘は委員長、理事で十分連絡をとつて、今までお述べをいたした各委員の御意見を、決算委員會において總會をいたしまして處理をいたしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○竹山委員長 是はさうに決定をいたします。

本日はこれにて散會をいたします。

午後三時四十三分散會

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹山委員長 是はさうに決定をいたします。

本日はこれにて散會をいたします。

昭和二十二年十一月二十日印刷

昭和二十二年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局